

三木町告示第54号

三木町子育て支援券交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

三木町長 伊藤良春

三木町条例第8号

三木町子育て支援券交付条例を廃止する条例

三木町子育て支援券交付条例（平成19年三木町条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（子育て支援券の交付に関する経過措置）

第2条 令和8年3月31日までに出生した新生児を対象とする子育て支援券の交付については、この条例の施行後においても交付申請できるものとする。

（子育て支援券の使用に関する経過措置）

第3条 この条例の施行の際に現に交付されている子育て支援券及び前条の規定により交付された子育て支援券の使用並びに子育て支援券及び事業者との取引において使用した額に相当する金額の返還については、なお従前の例による。